

【資料2】

令和4年（2022年）8月31日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人
情報保護審議会 個人情報保護部会

滋賀県個人情報保護条例の改正に関する意見

平成29年3月30日

滋賀県個人情報保護審議会

はじめに

滋賀県では、平成7年3月に「滋賀県個人情報保護条例」（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）を制定、同年10月から施行し、平成15年5月に制定された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に伴う条例の抜本改正を経て、今日まで、県の実施機関および事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を図り、県民の権利利益の保護に努められてきたところです。

一方、国においては個人情報保護法や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が平成15年5月に公布され、個人情報に関する一般的な法制度が整備されてきたところです。

しかし、高度情報社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの円滑な利活用の促進により、新産業・新サービスを創出するための環境整備を行うことを目的として、個人情報保護法が平成27年9月9日に改正され、また、行政機関個人情報保護法が平成28年5月27日に改正されたところです。

このため、知事から条例と法律との整合を図る必要があることから、条例の見直しについての意見を求められたところであり、これまで滋賀県個人情報保護審議会において、延べ3回の審議を行い、条例の改正の方向性に関し検討を行ってきたところ、このたび、「滋賀県個人情報保護条例の改正に関する意見」を取りまとめました。

本意見では、上記法律および条例を相互に比較検討し、

- 1 個人情報の定義に新たに個人識別符号を設けること
- 2 条例第6条第2項で規定する特に配慮を要する個人情報の内容に新たな項目を追加すること
- 3 個人情報保護法が改正されたことにより条例における事業者に係る規定の整理を行うこと
- 4 非識別加工情報の取扱いについて

という4点について、意見の集約を図りました。

なお、4 非識別加工情報の取扱いについては、法令等の今後の運用動向や、事業者、県民の意識の動向、関係諸機関との間での意見調整を待つべき事項でもあることから、その問題点については引き続き注視していくこととし、本格的な検討は、今後の機会に譲ることとしました。

今後、県におきましては、この意見の趣旨を十分に踏まえ、個人情報保護制度の一層の充実を図られることを期待いたします。

平成29年3月30日
滋賀県個人情報保護審議会
会長 松本 哲治

第1 定義（第2条）

個人情報の定義に、新たに「個人識別符号」の定義規定を設けることが適切である。

【説明】

個人情報保護法は、個人情報を利活用するために個人情報に該当するかの判断が困難な、いわゆる「グレーゾーン」を解消し、「個人情報」の範囲を明確することを目的として「個人識別符号」の定義規定が新設されている。行政機関個人情報保護法においても、個人情報保護法の改正を踏まえ、「個人識別符号」の定義規定を新設されたところである。

条例においても、個人情報の範囲を明確化し、県の保有する個人情報をより一層適正に取扱うことで、県民の権利利益の保護に資するものと考えられるため、行政機関個人情報保護法の内容を踏まえ、「個人識別符号」の定義を設けることが適当である。

【参考】行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（改正後（抜粋））
（定義）

第2条

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第2 個人情報の取扱いの制限（第6条）

行政機関個人情報保護法が「要配慮個人情報」と規定する個人情報を、条例第6条第2項の「特に配慮を要する個人情報」に含めることが適切である。

【説明】

個人情報保護法では、「個人情報」に該当する情報の取扱いは、個人情報の内容や性質に限らず一律の規律が定められていた。しかしながら、諸外国の個人情報保護法や国内の多くの条例、各省の定めるガイドラインにおいては、一般に人種、犯罪歴、病歴等の差別の原因となり得る要配慮個人情報について、特別の保護措置が定められてきた。

こうしたことを踏まえ、個人情報保護法の改正においては、慎重な取扱いを要する個人情報を類型化した上、「要配慮個人情報」として特別の規律が設けられた。また、行政機関個人情報保護法においても、個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、「要配慮個人情報」が新設されたところである。

条例第6条第2項では、既に内心の自由に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある情報は、不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性が高いことから、一般的な個人情報と比較して例外的に取得できる場合の取扱いを厳格にしているところである。行政機関個人情報保護法では、このような取得の制限は設けられていないものの、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、特に配慮を要する個人情報として新たに「要配慮個人情報」が規定された。

条例においても、この改正趣旨を踏まえ、行政機関個人情報保護法と同様の内容とし、特に配慮を要する個人情報を明確にするため、条例では含まれていない病歴や犯罪により害を被った事実など、新たな情報についても追加することが適当である。

また、「門地」については、条例第6条第2項で、「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」の解釈として含まれているが、行政機関個人情報保護法では、今日、華族制度のような門地が社会的問題になることはほとんどないとして、要配慮個人情報として位置づけられていないことから、今後、条例においても条文および解釈に含めない運用としても、特に支障はないと考えられる。

しかし、病歴や犯罪により害を被った事実など、新たに条例第6条第2項の内容に含まれることにより、今まで同項の対象でなかった病歴などの個人情報が取得できなくなることに伴い、事務の遂行上、条例第6条第2項に定める取得できる場合の要件（①法令等定めがある場合、②警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合

および③あらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合) 以外にも、「本人の同意がある場合」や「人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき」など、取得の必要性が生ずることも考えられる。

こうした場合にあっても、一般の個人情報よりも特別な規律が設けられた趣旨が損なわれないよう、十分配慮されるべきである。

なお、実施機関が、新たに取得制限される特に配慮を要する個人情報を取得するにあたり、当審議会へあらかじめ意見を聴く必要が生じる場合が多数想定されるため、実施機関においては、審議会への諮問に要する事務の洗い出し等について迅速な対応に努めること。

【参考】 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（改正後（抜粋））

（定義）

第2条

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3 事業者に係る規定（第46条から第51条）

事業者に係る規定については、個人情報保護法の改正により、事業者の責務（第46条）、指針に関する規定（第47条第2項）、説明または資料の提出の要求（第48条）、是正の勧告（第49条）および事実の公表（第50条）を削除することが適当である。

一方、指導および助言（第47条）の規定は、事業者への支援や啓発に改め、存置することが適当である。

また、苦情相談の処理（第51条）については、存置することが適当である。

【説明】

個人情報保護法では、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者について、法の適用対象外としているが、改正個人情報保護法では、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者であっても、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、人数による適用対象の要件が削除されたところである。

事業者の責務規定（第46条）は、個人情報の取扱いをめぐる県民の不安感や権利利益の侵害の可能性等を考慮し、事業者が事業活動に伴って個人情報を取り扱う場合の個人情報保護措置を講ずべき責務を明らかにしたものである。しかし、個人情報保護法が改正されたことにより、個人情報保護法第4条が定める基本理念および同法第15条以下の個人情報取扱事業者の義務規定により、条例第46条の事業者の責務の内容は規定されているといえることから、削除することが適当である。

条例の「指導および助言」のうち指針に関する規定（第47条第2項）、「説明または資料の提出要求」（第48条）および「是正の勧告」（第49条）は、個人情報保護法の適用対象外の事業者を想定しているが、同法が改正されたことによりほぼ全ての事業者が法の適用対象となることから、法と条例の重複を避けるため、これらの規定を削除することが適当である。併せて、条例第48条および第49条が定める内容を適切に実施されることを目的に規定された「事実の公表」（第50条）についても削除することが、適当である。

なお、個人情報保護法改正後も、紙媒体の名簿等を含む個人情報データベース等を取り扱わない事業者については、同法の適用対象外となるが、このような事業者を規制する立法事実は見当たらず、また、仮に条例と同様の規制を行った場合には、当該規制の程度が同法による個人情報取扱事業者に対する規制とのバランスを欠くこととなる。このようなことを踏まえると、条例第48条から第50条の規定の存置は適切ではなく、削除することが適当である。

一方、「指導および助言」(第47条第1項)は、個人情報保護法第12条で地方公共団体の施策として「区域内の事業者等への支援」が規定されており、県として、個人情報の保護に関する事業者への意識啓発や情報提供等の支援を行う必要があるため、事業者に対する支援を明確にすることが適当である。

また、「苦情相談の処理」(第51条)は、個人情報保護法第13条で地方公共団体の施策として「苦情の処理のあっせん等」が規定されていることから、当該規定を受けて条例の規定を存置することが適当である。

【参考】

個人情報の保護に関する法律（現行（抜粋））

（定義）

第2条

- 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
 - 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

個人情報の保護に関する法律施行令（現行（抜粋））

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第2条 法第2条第3項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日に

おいても五千を超えない者とする。

【参考】

個人情報の保護に関する法律（現行（抜粋））

（区域内の事業者等への支援）

第 12 条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第 13 条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4 今後の課題

非識別加工情報制度の導入については、今後、個人情報保護審議会において慎重な議論を要するものである。

行政機関個人情報保護法において、「非識別加工情報」の制度が新設され、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられた。

滋賀県においても、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、非識別加工情報制度の導入について、検討を行う必要があるものの、当該制度を導入するにあたっては、県民の権利利益の侵害がないよう十分配慮する必要がある。具体的には、県が保有する個人情報のうち、非識別加工情報として提供することができる情報の洗い出し、当該情報を提供することで個人の権利利益の侵害が生じないよう非識別加工情報の加工基準や安全管理措置等の整備、さらには、万が一、非識別性の保たれていない情報が事業者提供された場合のセーフティネットなどについても十分検討する必要がある。

以上の観点から、非識別加工情報制度の導入にあたっては、今後、国や他都道府県の状況なども踏まえ、県として慎重に検討すべきである。

(資料)

1 滋賀県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	職業等	備考
浮田 麻里	弁護士	
近藤 月彦	元滋賀県政策調整部長	
里内 緑	元守山市立小津小学校校長	
仲野 武志	京都大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
松本 哲治	同志社大学大学院司法研究科教授	会長
毛利 公一	立命館大学情報理工学部教授	
山田 到史子	関西学院大学大学院司法研究科准教授	

2 滋賀県個人情報保護審議会審議経過

回	開催日	審議内容
第112回	平成29年1月27日	条例の見直し検討 ・事業者に係る規定
第113回	平成29年2月17日	条例の見直し検討 ・個人識別符号 ・要配慮個人情報 ・非識別加工情報 ・事業者に係る規定
第114回	平成29年3月14日	「滋賀県個人情報保護条例の改正に関する意見」のとりまとめ